

第3号議案

「桑部まちづくり協議会規約」の改正案

1. 改正の内容

(1) 代議員に関する記述を明確にする。

- ・ 定義と選出方法を記載する（現第14条の2項を変更）。
- ・ 任期を記載する（現第14条の後に第15条として追加。以下条文の番号を繰り下げ）。
役員の任期についても、選任された年度の通常総会から次の年度の通常総会までであることを明記する（第9条）
- ・ いずれかの部会に所属することを明記する（現第22条の3項として追加）。

(2) 活動経費の変更

- ・ 役員の活動経費を変更し、一般(公募)理事の活動経費を追加する（現26条2項）。

(3) その他

- ・ 附則として新規約の施行月日を追加。
- ・ 目次の第3章～第7章の条番号を変更。

2. 関係する条文

項	現 行	改 正
1	目次 第1章 総則（第1条－第6条） 第2章 役員等（第7条－第12条） 第3章 会議等（第13条－第18条） 第4章 役員会（第19条－第21条） 第5章 部会（第22条－第25条） 第6章 会計（第26条－第29条） 第7章 雑則（第30条）	目次 第1章 総則（第1条－第6条） 第2章 役員等（第7条－第12条） 第3章 会議等（第13条－第 <u>19</u> 条） 第4章 役員会（第 <u>20</u> 条－第 <u>22</u> 条） 第5章 部会（第 <u>23</u> 条－第 <u>26</u> 条） 第6章 会計（第 <u>27</u> 条－第 <u>30</u> 条） 第7章 雑則（第 <u>31</u> 条）
2	(役員の任期) 第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任の残任期間とする。	(役員の任期) 第9条 役員の任期は、 <u>選任された年度の通常総会から次の年度の通常総会までの</u> 1年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任の残任期間とする。
3	(総会) 第14条 2 総会は、代議員制とし、役員及び別表に定める団体等から選出した代議員を持って構成する。	(総会) 第14条 2 <u>総会は、代議員制とする。代議員は、役員及び別表に定める団体等から選出した者とする。</u>

項	現 行	改 正
4	該当無し	<p>(代議員)</p> <p><u>第15条 代議員の任期は、選任された年度の通常総会から次の年度の通常総会までの1年とする。ただし、代議員が欠けた場合における補欠の代議員の任期は、前任の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 代議員は、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 代議員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の代議員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。</u></p> <p>(以下、条文の番号を一つずらす。)</p>
5	該当無し	<p>(部会の設置)</p> <p>第22条 2項の後に次の3項を追加</p> <p><u>3 代議員はいずれかの部会に所属するものとする。</u></p>
6	<p>(経費)</p> <p>第26条</p> <p>2 協議会役員が、会務のために活動する1年間の経費として支出する額は、会長40,000円、副会長30,000円、事務局長30,000円、会計30,000円、監事10,000円、部会長10,000円とする。</p>	<p>(経費)</p> <p>第<u>27</u>条</p> <p>2 協議会役員が、会務のために活動する1年間の経費として支出する額は、会長40,000円、副会長<u>10,000</u>円、事務局長<u>10,000</u>円、会計<u>10,000</u>円、監事<u>10,000</u>円、部会長<u>30,000</u>円、一般(公募)理事<u>10,000</u>円とする。</p>
7	該当無し	<p>附則</p> <p>(施行期日)に追加</p> <p><u>1 この規約は、令和8年4月18日から施行する。</u></p>